

## 教職員の服務事故について

このことについて、下記のとおり発令（3件）したのでお知らせします。

### 記

#### I

##### 1 教職員に関する事項

- (1) 校 種 中学校（区部）
- (2) 職 名 教 諭
- (3) 年 齢 33歳
- (4) 性 別 男

##### 2 処分の程度

減給10分の1 1月

##### 3 発令年月日

令和7年2月12日

##### 4 処分理由

令和4年10月11日から令和5年7月31日までの間及び同年9月1日から令和6年1月31日までの間に、自宅から駅までの区間において、勤務校校長に届け出た通勤届と異なる通勤経路及び方法である自転車による通勤を行い、通勤手当72,210円を不正受給した。

#### II

##### 1 教職員に関する事項

- (1) 校 種 小学校（区部）
- (2) 職 名 主 事
- (3) 年 齢 64歳
- (4) 性 別 男

##### 2 処分の程度

戒 告

##### 3 発令年月日

令和7年2月12日

#### 4 処分理由

令和4年4月から令和5年12月15日までの間に、勤務校において、同校教職員の出張旅費に係る事務処理を怠り、令和4年度同校教職員18名分の同年度出張旅費計84,921円の支払が遅滞する事態を招いた。

### Ⅲ

#### 1 教職員に関する事項

- (1) 校 種 高等学校（区部）
- (2) 職 名 時間講師
- (3) 年 齢 70歳
- (4) 性 別 男

#### 2 処分の程度

戒 告

#### 3 発令年月日

令和7年2月12日

#### 4 処分理由

令和6年6月10日、勤務校において、同校第1学年男子生徒に対して、右手で同生徒の右手首をつかんでひねる技を少なくとも2回掛け、同生徒に傷害を負わせた。

#### 【問合せ先】

東京都教育庁人事部職員課  
電話 03-5320-6798（直通）